

山形県循環器病対策推進計画策定の経緯について

1 国の動向

- 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年法律第105号。以下「循環器病対策基本法」という。)が平成30年12月14日に公布され、令和元年12月1日に施行された。(図1参照)
- 循環器病対策基本法第9条第1項の規定に基づき、政府は、循環器病対策推進基本計画を策定しなければならないとされた。
また、循環器病対策基本法第11条第1項の規定に基づき、都道府県は、都道府県計画を策定しなければならないとされた。
- 令和2年10月27日に循環器病対策推進基本計画が閣議決定された。

<図1>

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る 対策に関する基本法(循環器病対策基本法)概要	
趣旨	平成30年12月14日公布、令和元年12月1日施行
脳卒中、心臓病その他の循環器病が、国民の疾病による死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑み、循環器病予防等に取り組むことで、国民の健康寿命の延伸を図り、医療・介護の負担軽減に資する。	
概要	
<p>I 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 循環器病の予防、循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めること ・ 循環器病患者等に対する保健、医療(リハビリテーションを含む)、福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるようにすること ・ 循環器病に関する研究の推進を図るとともに、技術の向上の研究等の成果を提供し、その成果を活用して商品等が開発され、提供されるようにすること <p>II 法制上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は、循環器病対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。 <p>III 循環器病対策推進基本計画の策定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は「循環器病対策推進協議会」を設置し「循環器病対策推進基本計画」を策定。少なくとも6年ごとに変更を行う。都道府県は「都道府県循環器病対策推進協議会」を設置するよう努め、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定。少なくとも6年ごとに変更を行うよう努める。 など <p>IV 基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①循環器病の予防等の推進、②循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る体制の整備、③医療機関の整備、④循環器病患者等の生活の質の維持向上、⑤保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備、⑥保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成、⑦情報の収集提供体制の整備、⑧研究の促進 など 	

5

2 県の動向

- 令和3年3月24日に「山形県健康長寿推進協議会」において、「山形県循環器病対策推進計画」(以下「県計画」という。)を令和3年度に策定することを決定した。
- 令和3年8月4日、山形県健康長寿推進協議会設置要綱第6条に基づき、協議会に「循環器病対策委員会」を設置した。

3 県計画の策定

(1) 検討体制

学識経験者、医療、地域保健・職域保健、患者・家族による「循環器病対策委員会」を設置し、県計画の策定及び本県の循環器病対策の推進に必要な調査検討を行う。

(2) 県計画の位置づけ

県計画は、「健康長寿日本一」の実現に向け、関連計画と調和を保ちつつ、一体的、総合的に施策を推進するため、「健康やまがた安心プラン」を構成する諸計画の1つに位置付け、プランに追加する。

「第4次山形県総合発展計画」

政策の柱4 (政策3) 保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現

|

「健康やまがた安心プラン」

・山形県健康増進計画 …… 平成25年度から令和5年度まで
健康増進法に基づく都道府県健康増進計画

・山形県がん対策推進計画 …… 平成25年度から令和5年度まで
がん対策基本法に基づく都道府県がん対策推進計画

・山形県循環器病対策推進計画 …… 令和3年度から令和5年度まで【追加】

循環器病対策基本法に基づく都道府県循環器病対策推進計画

※ 「健康長寿日本一」の実現に向け、関連計画と調和を保ちつつ、一体的、総合的に施策を推進するため、「健康やまがた安心プラン」を構成する諸計画の1つに位置付け、プランに追加する。

・山形県歯科口腔保健計画 …… 平成25年度から令和5年度まで
歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく都道府県の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

山形県健康長寿推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 健康長寿日本一を目指し、県民一人ひとりが家庭や働く場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、山形県健康長寿推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康やまがた安心プランの進捗管理に関すること。
- (2) 県民の生涯を通じた健康づくりに関すること。
- (3) 県民の健康寿命を延ばすための取組みに関すること。
- (4) 地域保健と職域保健の連携による健康づくりに関すること。
- (5) 健康増進に功績のあったものに対する表彰に関すること。
- (6) その他健康長寿日本一の実現のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員20名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 地域保健関係者
- (4) 職域保健関係者
- (5) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

- 2 委員が会議に出席できない場合は、会長は、代理の者の出席を認めることができる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(委員会等)

第6条 協議会に、必要に応じ、特定の事項について調査検討させるために、委員会等を置くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、山形県健康福祉部各課長及び防災くらし安心部消防救急課長の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事長は山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 5 幹事会に、個別の事項を検討するために幹事長が必要と認めたときは、検討会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会等の事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月13日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(任期：令和2年3月2日～令和4年2月28日まで)

	区分	所属	職名	氏名	備考
1	学識経験者	米沢栄養大学健康栄養学科	教授	金光 秀子	
2		山形大学公衆衛生学・衛生学講座	教授	今田 恒夫	副会長
3		保健医療大学看護学科	教授	菅原 京子	
4	保健医療	山形県歯科医師会	常務理事	大沼 智之	副会長
5		山形県医師会	副会長	神村 裕子	会長
6		山形県国民健康保険団体連合会	主任	後藤 めぐみ	
7		山形県歯科衛生士会	副会長	佐藤 みどり	
8		山形県看護協会	常任理事	菅野 弘美	
9		やまがた健康推進機構	企画係長	高橋 淳子	
10		山形県栄養士会	会長	西村 恵美子	
11	地域保健	長井市健康スポーツ課	係長	鈴木 寛生	
12		舟形町健康福祉課	課長補佐	東村 貴恵	
13	職域保健	置賜建設（株）	代表取締役	川野 敬太郎	
14		全国健康保険協会山形支部	企画総務グループ長	齋藤 義輝	
15		山形航空電子（株）	総務部 保健師	藤沢 菜穂	
16	実践者の地域の	山形県食生活改善推進協議会	副会長	荒木 公子	
17		NPO法人元気王国	理事長	佐藤 香奈子	

山形県健康長寿推進協議会循環器病対策委員会運営要領

(目的)

第1条 山形県健康長寿推進協議会（以下「協議会」という。）は、山形県健康長寿推進協議会設置要綱第6条に基づき、協議会に循環器病対策委員会（以下「委員会」という。）を置き、「山形県循環器病対策推進計画（仮称）」（以下「県計画」という。）の策定及び本県の循環器病対策の推進に必要な調査検討を行うものとする。

(役割)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山形県循環器病対策推進計画（仮称）の策定に関すること。
- (2) 本県の循環器病対策の推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成し、座長は、協議会の会長が指名するものとする。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課内に置き、委員会の庶務を処理する。

2 委員会の事務局長は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課長とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、協議会の会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年7月27日から施行する。

<循環器病対策委員会>

	所 属 名	職 名	氏 名	備 考
1	山形大学公衆衛生学・衛生学講座	教授	今田 恒夫	座長
2	山形大学医学部脳神経外科	教授	園田 順彦	
3	山形大学医学部内科学第一講座	教授	渡辺 昌文	
4	山形県立米沢栄養大学健康栄養学科	教授	金光 秀子	
5	山形県立保健医療大学看護学科	教授	菅原 京子	
6	山形県医師会	常任理事	柴田 健彦	
7	舟形町健康福祉課	課長補佐	東村 貴恵	
8	全国健康保険協会山形支部	企画総務グループ長	齋藤 義輝	
9	会社員	事務職	岡崎 和弘	